

「資料1 ガス市場の概況」

1 ガスの種類

ガスは、化石燃料を原料として生産され、気体又は液体の状態需要家に供給される。

気体の状態で供給されるガスとしては、大きく分けて、液化天然ガス（「Liquefied Natural Gas」以下「LNG」という。）及び天然ガス（以下この二つを合わせて「天然ガス（広義）」という。）を主原料とするガスと液化石油ガスを主原料とするガスとの2種類がある。従前は、カロリーの低いナフサやブタン等の改質ガス、石炭系購入ガス及び石油系購入ガスが用いられることも少なくなかったが、これが相対的にカロリーの高い天然ガス（広義）に置き換えられるようになった。この結果、現在では、天然ガス（広義）を原料とするガスがほとんどを占めている¹。

液体の状態供給されるガスとしては、LPガス²がある。

2 ガス事業者の種類

ガス事業者は、一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者、簡易ガス事業者及びLPガス販売事業者に分かれる。

そのうち、一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者及び簡易ガス事業者は、ガスを導管により気体の状態で供給しており、ガス事業法（昭和29年法律第51号）等が適用される。一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者が供給するガスを「都市ガス」³、簡易ガス事業者が供給するガスを「簡易ガス」と呼ぶこととする。

一方、LPガス販売事業者は、ガスを液体の状態供給しており、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）等が適用される。

（1）一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者

¹ 供給されたガスの量で見ると、天然ガス（広義）が原料として使用された割合は一般して上昇傾向にあり、平成16年時点において、LNGが約87パーセント、天然ガスが約6パーセントであり、天然ガス（広義）が約93パーセントを、液化石油ガス等が約7パーセントを、それぞれ占めている（「平成17年度のガス市場の競争評価～天然ガス・都市ガス市場の競争評価～」（経済産業省産業構造審議会新成長政策部会競争環境整備小委員会エネルギー・ワーキング・グループ。平成18年8月）5頁）。

² Liquefied Petroleum Gas。液化石油ガスのことであるが、本資料では、需要家に供給される液化石油ガスを「LPガス」と、原料としてガス事業者供給されるガスを「液化石油ガス」と呼んで使い分けることとする。

³ 一般ガス事業者の中には、天然ガス（広義）以外を原料としている事業者も存在するが、本資料では、それらが供給するガスも含めて「都市ガス」と呼ぶこととする。

ア 一般ガス事業者

一般ガス事業者とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業（ガス事業法第2条第1項）を営むことについて、経済産業大臣の許可を受けた者をいう（ガス事業法第2条第2項）。

一般ガス事業者に対しては、

- ・ 許可を受けた供給区域内での独占供給が認められる⁴代わりに、当該供給区域内に所在する需要家に対する供給義務が課される
- ・ 認可を受けた供給約款又は届出をした選択約款に定められた供給条件以外の条件で供給することが禁止される⁵

といった規制が課されている（ガス事業法第16条、第17条及び第20条）。

イ ガス導管事業者

ガス導管事業者とは、自らが維持し及び運用する特定導管⁶によりガスを供給する事業のうち、ガスを供給するほかの事業を営む他の者に対するもの及び大口供給⁷に関するもの⁸（ガス事業法第2条第5項）を営むことについて、経済産業大臣に届出をした者をいう（ガス事業法第2条第6項）。平成16年4月に施行された改正ガス事業法（平成15年6月公布）の規定に基づき、新設された。

ガス導管事業者に対しては、一般ガス事業者とは異なり、前記アの規制が課されない。しかし、ガス導管事業を営もうとするときは特定導管の設置場所等を、大口供給を行おうとするときは供給条件等をそれぞれ経済産業大臣に届け出ることが義務付けられている⁹（ガス事業法第37条の7の2及び第37条の7の3）。

ウ 大口ガス事業者

⁴ 大口供給（脚注7参照。）の対象である需要家（以下「大口需要家」という。）に対する供給の場合を除く。

⁵ 脚注4と同じ。

⁶ ガスを供給する導管であって、内径が200mm以上かつガスの圧力が0.5MPa以上であって、構外における総延長が200kmを超えるもの、内径が200mm未満かつガスの圧力が5MPa以上であって、構外における総延長が2kmを超えるもの、内径が200mm未満かつガスの圧力が0.5MPa以上5MPa未満であって、構外における総延長が15kmを超えるもの、のいずれかに該当する導管をいう。

⁷ 年間契約ガス使用量が10万³以上の者に対するものであること等の要件を満たした導管によるガスの供給をいう（ガス事業法第2条第7項）。

⁸ 簡易ガス事業に該当するもの及び一般ガス事業者がその供給区域内において行うものを除く。

⁹ 届出後に、経済産業大臣は、一定の場合について、届出内容の変更又は中止を命じることができる（ガス事業法第37条の7の2第5項及び第37条の7の3第4項）。

大口ガス事業者とは、大口供給¹⁰を営むことについて、経済産業大臣に届出をした者をいう（ガス事業法第2条第9項）。平成7年3月に施行された改正ガス事業法（平成6年6月公布）の規定に基づき新設された。

大口ガス事業者に対しても、前記アの規制は課されない。大口供給を行おうとするときは、その供給条件等を経済産業大臣に届け出ることが義務付けられている¹¹（ガス事業法第37条の9）。

（2）簡易ガス事業者

簡易ガス事業者とは、一般の需要に応じ、簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業¹²（ガス事業法第2条第3項）を営むことについて、経済産業大臣の許可を受けた者をいう（ガス事業法第2条第4項）。

簡易ガス事業者に対しては、

- ・ 許可を受けた供給地点に所在する需要家に対する供給義務が課される
- ・ 認可を受けた供給約款又は届出をした選択約款に定められた供給条件以外の条件で供給することが禁止される¹³

といった規制が課されている（ガス事業法第37条の6及び第37条の6の2）¹⁴。

（3）LPガス販売事業者

LPガス販売事業者とは、LPガスを一般消費者等に販売する事業を営む者をいう（液石法第2条第3項）。LPガス販売事業者は、その事業を営むためには、経済産業大臣又は都道府県知事に登録しなければならないが（液石法第3条）、保安業務等を除き、その事業の開始、供給条件等について、特段の規制は課されていない。供給するガスは、LPガスである。

¹⁰ 簡易ガス事業に該当するもの、一般ガス事業者がその供給区域内において行うもの及びガス導管事業に該当するものを除く。

¹¹ 届出後に、経済産業大臣は、一定の場合について、届出内容の変更又は中止を命じることができる（ガス事業法第37条の9第2項において準用する同法第37条の7の3第4項）。

¹² ガスの供給地点が70戸以上のものをいう。

¹³ 特定ガス大口供給（年間契約ガス使用量1,000?以上の者）に対する供給の場合等を除く。

¹⁴ 経済産業大臣が簡易ガス事業者に対する許可を行うに際しては、それが一般ガス事業者によるガスの供給計画に与える影響についてもみることとされている（ガス事業法第37条の4）。

(4) ガス事業者間の企業結合・業務提携関係

ア ガス事業者は、他のガス事業者から事業を譲り受け、又は他のガス事業者の議決権を保有することがある。このような例は、一般ガス事業者間、一般ガス事業者とガス導管事業者との間、ガス導管事業者間、一般ガス事業者と簡易ガス事業者との間等において広くみられるが、最近では、一般ガス事業者同士の例が目立っている。このうち、議決権保有については、保有割合が10パーセント未満のものだけでなく、10パーセント以上のものも少なくない。特に、一般ガス事業者間の場合、議決権の保有割合が50パーセント以上であるものがみられる。

イ また、複数のガス事業者が、他のガス事業者等に共同出資する例もみられる。この中には、一般ガス事業者とガス導管事業者¹⁵とが、LNGの管理若しくは輸送又は天然ガスの輸送(長距離パイプライン¹⁶の敷設等)業務を営む事業者¹⁵に共同出資する例がある。このほか、出資を伴わずにこうした業務を共同で行う旨の業務提携をしている例もあった。

(5) 天然ガス(広義)の調達をめぐるガス事業者間の関係

LNGは海外からすべて輸入され、天然ガスは国内で生産されている。LNGを輸入している事業者(以下「LNG輸入事業者」という。)及び天然ガスを生産している事業者(以下「国産天然ガス事業者」という。)の多くも、一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者である。

したがって、これ以外のガス事業者は、LNG又は天然ガスを、同業者であるLNG輸入事業者又は国産天然ガス事業者から購入する必要がある。一事業者当たりの調達先数を見ると、調達先を一つに限定している事業者は91事業者、調達先を二つ設けている事業者は23事業者であり、三つ以上から調達している事業者は15事業者であった。また、LNG又は天然ガスの調達契約の期間は、平均で約8年7か月であった。このように、一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者によるLNG又は天然ガスの調達先は、固定的になっている。

¹⁵ 主に、電力会社又は石油会社である。

¹⁶ 特定の供給区域内にとどまらず、国内の特定地域内又は特定地域間に敷設されるようなパイプラインである。

3 ガス市場の規模

前記2で述べた各ガス事業者の需要家件数及びガスの供給量は、次のとおりである。近年、一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者の供給量が増加傾向にある。

(平成18年度末時点)

	一般ガス事業者	ガス導管事業者	大口ガス事業者	簡易ガス事業者	LPガス販売事業者
事業者数	213	11	17	1,637	24,622
需要家件数 (メーター取付数)	約2803万	-	-	約152万	約2600万
供給量 (?/年)	約307億			約2億	約89億 (平成17年度のデータ)
うち大口供給	約166億	約16.3億	約5.6億		

出典：資源エネルギー庁資料¹⁷

注)各ガス事業者によって、その供給するガスの熱量(MJ/?)は異なるところ、一般ガス事業者、ガス事業者及び大口ガス事業者は46MJ/?で、簡易ガス事業者及びLPガス販売事業者は100.4652MJ/?で、それぞれ換算している。

4 ガス事業制度改革の概要

これまでのガス事業制度改革は、都市ガスに係る大口供給の自由化導入・拡大と託送供給制度の整備を柱として行われてきた。

(1)平成6年公布(平成7年施行)

需要家の中に、一般ガス事業者に対する価格交渉力を有するものが出てきたこと等を背景に、大口需要家を対象としたガス小売自由化等を実施した。具体的には、年間契約ガス使用量が200万?以上の需要家は、自由に都市ガスの供給者を選択して、料金等の供給条件を自由な交渉によって決めることができるようになった。

(2)平成11年公布(平成11年施行)

ア 大口需要家の範囲が、年間契約ガス使用量100万?以上の者へと拡大された。

¹⁷ 「ガス事業の現状について」(資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会制度改革評価小委員会(第1回)配付資料5-1。平成19年12月)3頁、「大口ガス供給の状況について(別紙)」(資源エネルギー庁。平成19年4月)、ガス事業生産動態統計(平成18年度)(資源エネルギー庁)

イ 大口供給に際して，一般ガス事業者の導管を他のガス事業者が利用する託送供給の制度ルールが法定され，指定一般ガス事業者（東京ガス株式会社，大阪ガス株式会社及び東邦ガス株式会社（以下「大手3社」という。）並びに西部ガス株式会社（以下「大手4社」という。））に対して，託送供給に係る約款の届出・公表が義務付けられた。

(3) 平成15年公布（平成16年施行）

ア 大口需要家の範囲が，年間契約ガス使用量50万?以上の者へと拡大された¹⁸。

イ 託送供給に係る約款の届出・公表義務が，すべての一般ガス事業者に課されることとなった。

ウ このほか，ガス導管事業の制度が法定された。

5 ガス事業制度改革後の主な動向

(1) 新規参入

ア 新規参入のみられる供給区域の数

全国の供給区域213のうち，当該区域を供給区域とする一般ガス事業者以外のガス事業者（以下「新規参入者」という。）が都市ガスを供給している供給区域は，24供給区域である（平成18年度末時点）。（別紙1）

イ 新規参入者の数

24供給区域ごとに新規参入者の数をみると，次表のとおりである（平成18年度末時点）。

新規参入者数	6	5	4	3	2	1
供給区域数	1	0	3	1	3	16

出典：公正取引委員会アンケート調査

ウ 新規参入者のシェア

24供給区域ごとに，自由化範囲における新規参入者の供給量ベースのシェアをみると次表のとおりである（平成18年度末時点）。

¹⁸ 平成19年4月に，年間契約ガス使用量10万?以上の者へと拡大された。

新規参入者のシェア	0%～	10%～	20%～	30%～	40%～	50%～	60%～	70%～	80%～	90%～	算出不能
供給区域数	2 1	2 1	1 1	3	1	1	1 1	0	0	1	1 2

出典：公正取引委員会アンケート調査

注1) 1については、当該供給区域における他の一部の新規参入者の供給量が不明であるため、その分が反映されていない(「0%～」については2供給区域のうち1供給区域、「10%～」については2供給区域とも)。

注2) 2については、当該区域を供給区域とする一般ガス事業者のデータが得られてない等、シェアの算出が不可能なものである。

このように、新規参入者のシェアは、供給区域によって著しい違いがある。

なお、経済産業省資料によると、大手3社の供給区域の場合、東京ガス株式会社の供給区域では0.3パーセント、大阪ガス株式会社の供給区域では1.2パーセント、東邦ガス株式会社の供給区域では5.2パーセントと大きな差がある¹⁹(平成17年度末時点)。

(2) 価格動向

ア 内外価格差比較

ガス事業制度改革以降の産業用の内外価格差は、縮小傾向にあり、平成16年時点で、約1.1倍～約2.0倍であった²⁰。これに対し、家庭用²¹の内外価格差は、微増傾向にあり、平成16年時点で、約2.3倍～約6倍に達している。(別紙3)

イ 一般物価水準等との比較

大口供給に係る都市ガスの価格は、特定規模電力や水道等の価格を上

¹⁹ 「平成17年度のガス市場の競争評価～天然ガス・都市ガス市場の競争評価～」(経済産業省産業構造審議会新成長政策部会競争環境整備小委員会エネルギー・ワーキング・グループ。平成18年8月)28頁(別紙2)

²⁰ 「平成17年度のガス市場の競争評価～天然ガス・都市ガス市場の競争評価～」(経済産業省産業構造審議会新成長政策部会競争環境整備小委員会エネルギー・ワーキング・グループ。平成18年8月)16頁。国によって比較の対象とするガス価格の内容が異なっており、日本の場合、家庭用及び産業用両方とも、大手3社の一般ガスの価格を使用している。

²¹ 「一般家庭で使用されたものをいう。」(『ガス事業便覧 平成18年版』(社団法人日本ガス協会、2007年)279頁)

回る上昇率を示している²²。(別紙4)

ウ 内々価格差比較

大手4社とその他の一般ガス事業者との間で、大口供給に係る都市ガスの価格差をみると、価格差は縮小傾向にある。また、地域ごとにみた場合についても、概ね、すべての地域について、同様の傾向がみられる。(別紙5)

エ 新規参入の有無と価格動向(別紙6)

各供給区域の大口供給に係る都市ガスの価格変化(平成16年度から平成18年度まで)の状況を、新規参入があった供給区域とそれ以外の区域に分けて比較すると、次のとおりである。

(ア) 新規参入がなかった供給区域の大口供給に係る価格は、約10パーセント上昇した。

(イ) 新規参入があった24の供給区域の大口供給に係る価格は、7供給区域で約12パーセント~約30パーセント上昇し、4供給区域で約2パーセント~約30パーセント低下している。

(3) 技術革新

都市ガスの供給費用の低下のための取組には、一般ガス事業者によって、差がある²³。また、供給費用低下のための取組の多くは、導管の設置工法に関するものであり、都市ガスの製造や圧送といった都市ガスの供給費用に直接影響するものは、ほとんどなかった。(別紙7)

²² 「平成17年度のガス市場の競争評価~天然ガス・都市ガス市場の競争評価~」(経済産業省産業構造審議会新成長政策部会競争環境整備小委員会エネルギー・ワーキング・グループ。平成18年8月)20頁

²³ 平成6年度以降、供給費用の低下のための取組又は供給費用の低下に繋がる技術革新等に該当するものがないと回答した一般ガス事業者は、142事業者であった。